CLIFFORD
CHANCE

クライアント・ブリーフィング
2011 年 8 月

シンジケートローンにおける アレンジャーの情報提供責任

主要トピック

はじめに
本件判決の概要
本件判決の主な論点
アレンジャーの情報提供義務とその範囲
情報提供義務と守秘義務との関係
今後の対応

はじめに

平成 23 年 4 月 14 日、名古屋高等裁判所は、シンジケートローンのアレンジャーに対し、情報提供義務違反を理由として参加金融機関へ合計およそ 3 億円の損害賠償の支払いを命じる判決（以下「**本件判決**」といいます。）を下しました。本件判決は、アレンジャーの参加金融機関に対する情報提供義務について判断した我が国初の高裁判決と言われており、第一審名古屋地方裁判所が否定したアレンジャーの損害賠償責任を一転して肯定したため、その後実務界で大いに議論がなされています。本ブリーフィングでは、判決の内容や実務界における議論を踏まえた上で、今後の対応について検討します。

本件判決の概要

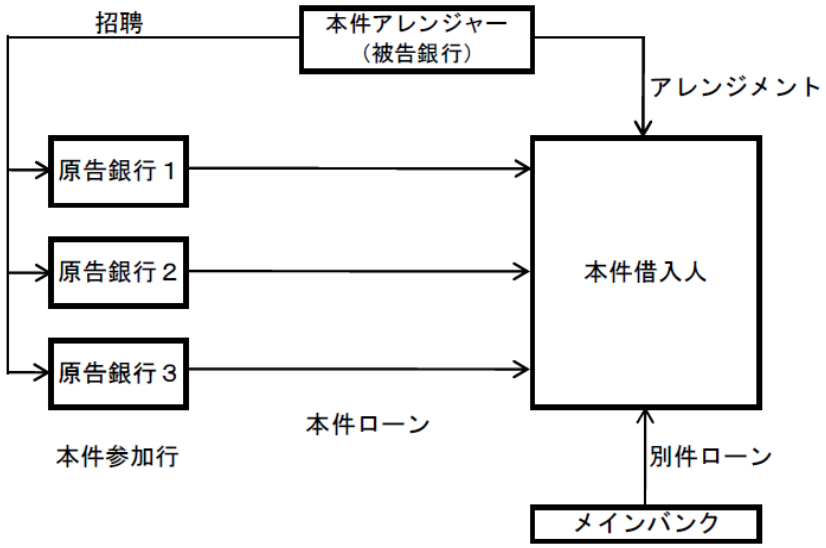

本件判決の事案は、被告銀行がアレンジし（以下「**本件アレンジャー**」といいます。）、原告となった 3 つの金融機関（以下「**本件参加行**」といいます。）が参加して締結された地元企業（以下「**本件借入人**」といいます。）向けのシンジケートローン（以下「**本件ローン**」といいます。）に関するものです。本件借入人は本件ローン実行のわずか一か月後に、本件借入人のメインバンクがアレンジした別のシンジケートローンの期限の利益を喪失し、民事再生手続の開始申立をしました。本件参加行は、民事再生手続の下で貸付債権の一部しか弁済を受けられず、多額の損失を被りました。そこで、本件参加行は本件アレンジャーに対して、損害賠償を求める本件訴訟を提起しました。

掲載記事に関する詳細またはその他の分野のお問い合わせは下記のものにご連絡ください。

野村　諭（のむらさとし）
直通電話番号：03－5561－6312
電子メール：
Satoshi.Nomura@cliffordchance.com

阿部　裕介（あべゆうすけ）
直通電話番号：03－5561－6332
電子メール：
Yusuke.Abe@cliffordchance.com

Peter Kilner（ピーター・キルナー）
直通電話番号：03－5561－6619
電子メール：
Peter.Kilner@cliffordchance.com

クリフォードチャンス法律事務所
外国法共同事業
〒107－0052
東京都港区赤坂 2 丁目 17 番 7 号
赤坂溜池タワー7 階
www.cliffordchance.com

名古屋高等裁判所は、(i)本件アレンジャーの担当者が、本件借入人の決算書に不適切処理がある旨の疑念をメインバンクが有していることなどを知っていたこと、(ii)にもかかわらず、この重要な情報を本件参加行に開示することなく本件ローンを組成したことを認めました。その上で、このような行為はアレンジャーとしての情報提供義務違反にあたり、本件アレンジャーは本件参加行に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負うと判示しました。

本件判決の主な論点

本件判決では、以下の二つが主な論点となりました。

- アレンジャーの参加金融機関に対する情報提供義務の有無とその範囲
- 情報提供義務と守秘義務の関係

アレンジャーの情報提供義務とその範囲

本件判決において、名古屋高等裁判所は、シンジケートローンに参加するかどうかを決定する上で重要な情報のうち、参加金融機関にとって取得困難なもの（以下「**重要情報**」といいます。）を、アレンジャーが借入人との従前の金融取引等によって知っている場合には、アレンジャーは信義則上、参加金融機関に対し情報提供する義務があることを認めました。その上で、アレンジャーが故意又は重大な過失によってこの義務を怠った場合には、アレンジャーは不法行為責任を負うとしました。

本件判決では提供義務の対象となる重要情報の範囲については、その内容が疑念の段階に止まるものであっても情報提供の対象となり得るとしています。本件判決の射程によっては、今後、アレンジャーの情報提供義務の範囲が広く解される可能性があります。

情報提供義務と守秘義務の関係

本件判決において、名古屋高等裁判所は、アレンジャーは重要情報に関して借入人に対する守秘義務を負わず、参加金融機関に対して重要情報を提供する義務があるとしました。その理由は、借入人は重要情報が開示されることを黙示的又は商慣習上容認していることにあるとしています。もっとも、この判示について、アレンジャーがかかる重要情報を開示することについて、借入人が容認していることはなく、また借入人が無断の開示を容認する商慣習もない旨批判されています。

本件判決は、日本ローン債権市場協会（JSLA）の行為規範や実務指針（以下「**JSLA規則**」といいます。）[1]において示された基準と実質的な違いはないとしています。しかし、JSLA規則では、アレンジャーがシンジケートローン組成の段階で重要情報を取得した場合には、アレンジャーとしてはその情報を開示するように借入人に促し、それに借入人が応じない場合にはシンジケートローンの組成を中止するべきとされています。本件判決では、アレンジャーが自ら参加金融機関に情報提供をすべきとされており、JSLA規則において示された規範とは大きな相違があるという批判もなされています。

[1] JSLA2003 年 12 月公表「ローン・シンジケーション取引における行為規範」及び 2007 年 12 月公表「ローン・シンジケーション取引に係る取引参加者の実務指針について」

© Clifford Chance Law Office (Gaikokuho Kyodo Jigyo) August 2011

今後の対応

本件は最高裁判所に上告中ですが、最高裁判所が実務界の反応を踏まえてどのような判断をするかが注目されます。本件判決は実務と乖離した内容があるなど多くの批判もなされている一方、本件アレンジャーの業務の問題点の指摘もなされています。最高裁判所の判決が出るまでの間においても、本件判決を教訓としつつ、参加金融機関との関係でアレンジャー業務の再検証をすることが妥当と考えられます。また、借入人に対する守秘義務が本件判決の論理に沿って否定されるかどうかについては、慎重な対応が必要と考えられます。

本クライアント・ブリーフィングはテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本クライアント・ブリーフィングは、法律その他のアドバイスを行うものではありません。
クリフォードチャンスは、本クライアント・ブリーフィングに基づく行為により生じた事態には一切責任を負いません。無断複写・複製・転載を禁じます。

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Riyadh* ■ Rome ■ São Paulo ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C.

* Clifford Chance also has a co-operation agreement with Al-Jadaan & Partners Law Firm in Riyadh

© Clifford Chance Law Office (Gaikokuho Kyodo Jigyo) August 2011